

# 広報はちおうじ「ひろば」掲載基準

平成16年12月1日施行

第1（目的） この基準は、官公署の情報や市民活動などを広く紹介し、市民生活の向上やコミュニティの醸成、生涯学習の推進を支援するための広報はちおうじ「ひろば」の欄への掲載に関して必要な事項を定める。

第2（掲載団体と内容） 掲載できる団体は構成員が2名以上で「ひろば」の主旨に反しないものとし、その内容は次のとおりとする。

（1）掲載できるもの

- ① 市が関係する事業で所管課から掲載依頼のあった催し
- ② 市民で結成した団体が市内で行う催し
- ③ 市民で結成した団体が市内で活動を行うために会員を募集するもの
- ④ 市内の公益法人（財団・社団法人）や学校法人、公共的団体が市内で行う催し
- ⑤ 官公庁（国・都など）からのお知らせ
- ⑥ 上記①から⑤までに該当しないもので、掲載することが適当と認められたもの

（2）掲載できないもの

- ① 前記（1）①から⑤までのうち、政治・宗教・営利につながる恐れのある団体、または催しであると認められるもの
- ② 前記（1）①から⑤までのうち、公序良俗に反する若しくは、社会的に指摘されている問題を抱えている団体、また、これらの団体との関係を有していると認められるもの
- ③ 会員のみを対象とした集いなど、対象者や参加可能者が著しく限定されるもの
- ④ 個人の教室・講座
- ⑤ 求人及びチャリティー以外のバザー（官公庁や福祉団体・障害者施設などが行うものを除く）
- ⑥ チャリティー以外のダンスパーティー
- ⑦ 過去に掲載したもので苦情やクレームがあった、または虚偽の記載をして不掲載の決定をしたもの

（3）掲載について判断を要する場合及びその判断を行うための調査事項などについては、「広報はちおうじ「ひろば」掲載取扱マニュアル」で別に定める。

第3（優先順位） 紙面へ掲載する優先順位は、前記（1）①を最優先とする。

次に②から④までを同列として扱い掲載希望号の中でその依頼のあった日付による先着順とするが、市民で結成した団体が市内で活動を行うために会員を募集するもの（会員募集）の掲載については、1号につき10件程度を目安とする。最後に⑤⑥とするが、⑤⑥の順位及びおのおの掲載件数は発行号の紙面によりその都度勘案する。

第4（掲載回数） 「ひろば」へ掲載できる回数は次のとおりとする。

（1）随時掲載できるもの

- ① 市が関係する事業で所管課から掲載依頼のあった催し
- ② 官公庁（国・都など）からのお知らせ
- ③ 第2の（1）⑥に規定されているもの

（2）同一団体につき、合計で同じ年度で4回までとするもの

- ① 市民団体が市内で行う催し
- ② 市民団体が市内で活動を行うために会員を募集するもの
- ③ 市内の公益法人（財団・社団法人）や学校法人、公共的団体が市内で行う催し

第5（掲載依頼の方法） 原則として「広報はちおうじ「ひろば」掲載依頼書」に必要事項を記入し、掲載希望号の前々月の20日～前月の10日（広報プロモーション課が別の締切日を設けた場合はその日）までに直接、または郵送、ファックス、メールのいずれかで提出する。

第6（掲載内容とその責任） 広報紙面への掲載にあたり、その表記などは広報担当の編集方針に従うものとする。掲載基準に反することが明らかになった場合は、掲載を取り消すこともある。これにより不利益が生じても市に責任を求めないことを宣誓するものとする。なお、宣誓の確認は掲載依頼書がそれを兼ねるものとする。また、市は掲載内容について責任は負わず、トラブルなどは当事者間で解決するものとする。なお、掲載後に苦情などがあった場合は、その後の掲載を見合わせることもある。

第7（市ホームページ及び電子書籍サイトへの掲載） 「広報はちおうじ」は市のホームページ及び電子書籍サイトに掲載しているため、「ひろば」に掲載を希望する内容については、「広報はちおうじ」としてホームページ及び電子書籍サイトに掲載することに同意するものとする。なお、同意の確認は掲載依頼書がそれを兼ねるものとする。

第8（掲載の連絡） 掲載の可否に関わらず連絡するものとするが、原則、受付時の連絡をもって完了とする。

第9（その他） この基準に該当しない内容などは、その都度広報担当者が協議して決定する。

## 附 則

この基準は平成16年12月1日から施行する。

この基準は平成25年8月12日から一部改定のうえ適用する。

この基準は平成26年5月1日から一部改定のうえ適用する。

この基準は令和5年4月1日から一部改訂のうえ適用する。